

報告 1

件 名	栃木県公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について
報告理由等	栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものである。

栃木県公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

「栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正に伴い、「栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」で定める災害応急作業等手当の支給日額について、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

規則に規定する、災害応急作業等手当の額について、別紙のとおり改定する。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

現行の災害応急作業等の支給日額

事象	作業内容	改正前	改正後
自然災害	巡回監視 (下段は大規模災害該当)	710 円	950 円
		1,080 円	1,440 円
	応急作業 (応急作業のための災害状況調査含む)	1,080 円	1,440 円
噴火	災害状況調査 巡回監視 工事の監督 測量 (若しくは測量の監督等)	1,080 円	1,440 円
地方公共団体派遣	災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う連絡調整	710 円	950 円
その他人事委員会と協議 して教育委員会が定める 災害に係る作業	被災地支援業務	1,080 円	1,440 円

※夜間または深夜作業 50/100加算
危険区域での作業 100/100加算

○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第14号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年10月16日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（災害応急作業等手当） 第 4 条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会と協議して教育委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440円</u>）とする。 （1）前項第 1 号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>950円</u> イ 応急作業等 <u>1,440円</u> （2）前項第 2 号の作業 <u>1,440円</u> （3）前項第 3 号の作業 <u>950円</u> （4）前項第 4 号の作業 <u>1,440円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会と協議して教育委員会が定める額 3 略	（災害応急作業等手当） 第 4 条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会と協議して教育委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u>）とする。 （1）前項第 1 号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>710円</u> イ 応急作業等 <u>1,080円</u> （2）前項第 2 号の作業 <u>1,080円</u> （3）前項第 3 号の作業 <u>710円</u> （4）前項第 4 号の作業 <u>1,080円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会と協議して教育委員会が定める額 3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（教育政策課）